

社会保険しまね



No.790

「大田市・銀山街道の桜並木と菜の花畑」
illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 各社会保険委員会からのお知らせ
- 年金相談のご案内
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

島根県の状況《速報版》(平成25年12月末)

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		11,683 事業所	11,460 事業所
船舶所有者数		91 事業所	—
被保険者数	男 性	97,186 人	89,079 人
	女 性	69,941 人	62,956 人
	坑内員	4 人	—
	船 員	984 人	—
被扶養者数		—	107,260 人
厚生年金の受給権者数(25年11月末)		246,871 人	
年金額(25年11月末)(年金額には停止額を含む)		1,696億82百万 円	
健康保険の給付件数		246,553 件	
健康保険の給付額		31億51百万 円	

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

日本年金機構からのお知らせ

新任事務担当者説明会のご案内

地区	開催日時	会場	内容
松江	5月15日(木)13:30~16:30	くにびきメッセ(501大会議室)	◆健康保険・厚生年金保険の加入(資格取得と喪失等)について……………13:30~14:30
出雲	5月28日(水)13:30~16:30	出雲市民会館(301会議室)	◆健康保険の給付について……………14:40~15:40
浜田	5月22日(木)13:30~16:30	浜田建設会館(会議室)	◆労働保険制度について……………15:50~16:30

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。
 なお、今回は島根労働局による労働保険制度に関する説明も併せて行います。

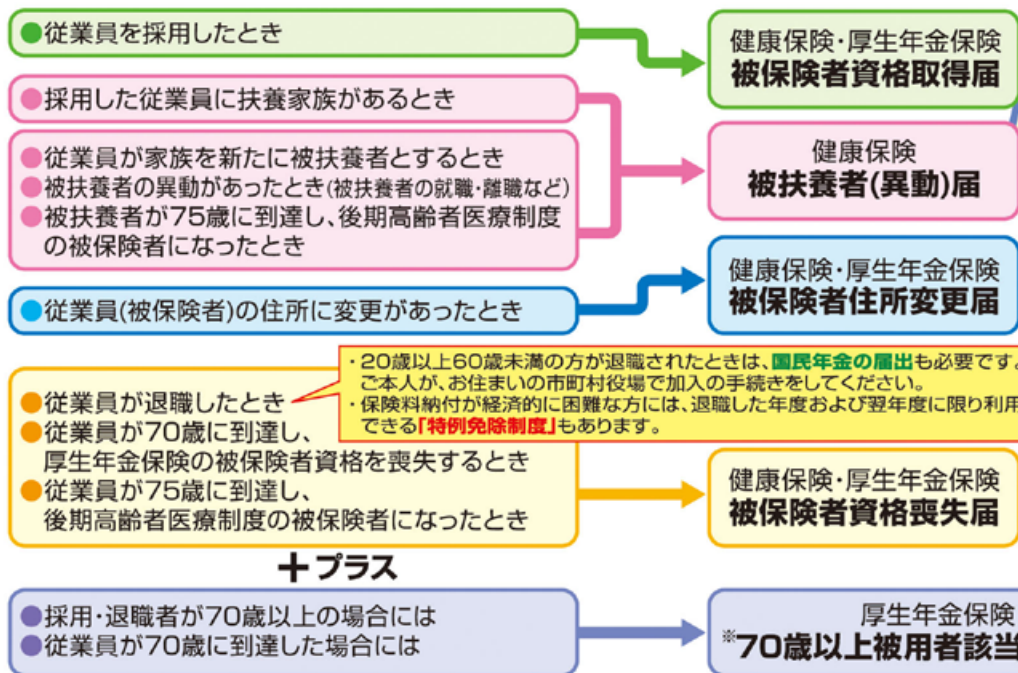
※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

■対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

★出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。



こんなときは、届出をお願いします



郵送による届出は島根事務センターへ
 【届書の送付先】
 〒690-8536
 松江市向島町134-10
 松江地方合同庁舎4階
 日本年金機構
 島根事務センター

窓口受付、電話・来訪によるご相談・お問い合わせは、年金事務所をお願いします。



証明書等の窓口交付について

年金事務所での各種証明書・通知書などの交付は、原則として後日送付により行っています。緊急性の高い理由がある場合に限り窓口での交付を行っていますが、その際は、窓口に来られた方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証など)が必要になります。

※交付は申請者本人(事業主または被保険者等)に対して行うことになっておりますので、事業所の事務担当者など代理の方が来所される場合には委任状が必要です。

年金相談のご案内 (相談時間、注意事項は毎月の納入告知書に同封します「年金機構からのお知らせ」をご覧ください。)

会場	4月	5月	会場	4月	5月
奥出雲町仁多庁舎	11日	9日	大田市役所*	9日	8日
奥出雲町横田庁舎	25日	2日	大田市役所*	24日	28日
隠岐の島町ふれあいセンター	9日	1日	益田市民学習センター	22日	27日
	10日	2日	川本町川本庁舎	—	8日
西ノ島町黒木公民館	—	28日	津和野町日原公民館	25日	—
海士町役場	—	29日	吉賀町六日市庁舎	—	16日

※大田市役所での年金相談は予約制です。詳しくは出雲年金事務所にご確認ください。

手話による年金相談 浜田年金事務所 毎月第4木曜日・第2土曜日(土曜日は前週金曜日までに事前申込が必要です。)

お問い合わせ先 ■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

協会けんぽ島根支部からのお知らせ

出産育児一時金について

加入者(被保険者・被扶養者)の方が出産されたとき、1児につき42万円(または39万円)が支給される制度です。妊娠85日(4ヶ月)以後の生産、死産、人工妊娠中絶の場合が支給対象となります。

支給額について

出産した医療機関等の産科医療補償制度への加入状況、出産された妊娠経過週数により、支給額が異なります。

		妊娠22週以降の出産	妊娠22週未満の出産
産科医療補償制度 ^(※)	加入	420,000円	390,000円
	未加入	390,000円	

※「産科医療補償制度」とは……分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児への経済的補償と、脳性麻痺の原因分析を行い、再発防止等の産科医療の質の向上を図ることを目的として、平成21年1月に創設されました。医療機関の産科医療補償制度への加入状況については、各医療機関にお尋ねください。



直接支払制度について

直接支払制度とは、協会けんぽから支給される出産育児一時金を医療機関等における出産費用に充てることができるよう、出産育児一時金を協会けんぽから医療機関等に直接支払う制度です。

申請手続きについて

医療機関等で出産育児一時金の直接支払制度の説明を受けて、利用するかどうかを決めます

利用する

出産費用が出産育児一時金の支給額未満の場合

医療機関等へのお支払いは必要ありません。

「**出産育児一時金内払金支払依頼書**」により協会けんぽに出産育児一時金の差額分を申請してください。

【添付書類】

1. 医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書(合意文書)のコピー

※代理契約に関する文書には「代理契約を医療機関等と締結している旨」及び申請先となる「保険者名」が記載されています。

2. 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー

※領収・明細書には、医療機関等が支払機関へ提出する「専用請求書の内容と相違ない旨」の記載及び「産科医療補償制度の対象分娩を証明する所定の印」が押印(該当する場合のみ)されています。

※領収・明細書に「出産年月日」及び「出生児数」が記載されている場合は、出産育児一時金内払金支払依頼書の中の医療機関等による出生に関する証明を省略できます。ただし、死産の場合は、省略できません。



協会けんぽでは、出産後約3ヶ月経過した時点において、出産育児一時金内払金支払依頼書にて申請されていない加入者の方へ、お名前などが印字された「差額申請書」を送付しています。こちらの申請書にて出産育児一時金を申請される場合には、添付書類や出生に関する証明は不要です。

出産費用が出産育児一時金の支給額以上の場合

出産育児一時金を超えた出産費用の額を医療機関等へお支払いください。
協会けんぽへの出産育児一時金に係る申請は不要です。



利用しない

出産費用の全額を医療機関等へお支払いください。

「**出産育児一時金支給申請書**」により協会けんぽに出産育児一時金の申請をしてください。

【添付書類】

1. 医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書(合意文書)のコピー

※代理契約に関する文書には「代理契約を医療機関等と締結しない旨」及び申請先となる「保険者名」が記載されています。

2. 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー

※「産科医療補償制度の対象分娩を証明する所定の印」が押印(該当する場合のみ)されています。

資格喪失後の出産について

被保険者が資格を喪失されてから6ヶ月以内に出産された場合にも、被保険者期間が継続して1年以上あれば、上記の申請ができます。

(一財)島根県社会保険協会からのお知らせとお願い

一般財団法人島根県社会保険協会は、県内の健康保険および厚生年金保険の適用を受けている事業所の事業主の皆様を会員として昭和24年に設立され、社会保険制度の趣旨の普及推進、福利厚生事業等の各種事業を行っています。

当協会への加入は強制ではありませんが、趣旨を十分ご理解の上、会員としてご加入いただき、事業並びに事務執行に要する費用に充てるための社会保険協会費(年額)のご負担をお願い申し上げます。



なお、平成26年度から一部の事業が変更となります

- 1 いままで県内全ての事業所に送付していましたがこの「社会保険しまね」は、5月号から当協会会員事業所の皆様へ送付させて頂くこととなりました。
(当協会のホームページには、従来通り掲載しています。)
- 2 毎年、各地で開催される「社会保険事務説明会」(主催:県内の年金事務所)でお配りしていましたが「社会保険の事務手続」は、平成26年度から会員事業所の皆様(希望された事業所)にお配りすることとなりました。

ご理解のほどよろしくお願い致します。

会員事業所の皆様へ

冬期の助成事業が終わりました

平成25年度の冬期助成事業はこの2月末で終了しましたが、ご活用頂けましたでしょうか？
なお、プールの助成については引続き利用可能です。

平成26年度会費納入のお願い

平成25年度の会費を納入いただきありがとうございました。おかげをもちまして、無事25年度の事業を実施することができました。

ご存じのように、当協会の事業に要する費用は、全て、年1回事業主の皆様方にご理解をいただき、納めていただきました社会保険協会費が唯一の財源でございます。

平成26年度の会費納入のお願いは4月7日頃に発送の予定としていますので、引続きご理解、ご協力をいただき、会費の納入をよろしくお願い致します。

又、平成26年度社会保険協会費納入のお願いの封書には、「平成26年度版社会保険の事務手続」の申込みハガキが入っていますので、ご希望の事業所の方は期限までに必要事項を記入の上、送付してください。

社会保険実務基礎講座

昨年9月から今年1月まで5ヶ月間、毎月2日プラバホールで開催しました基礎講座は、1月22日をもってフィナーレを迎えました。受講者25名の皆さんは、出席率93.2%で、そのうち22名の方が80%以上受講されましたので、修了証書をお渡ししました。受講者の方々の感想を聞くと、「次回も受講したい!」など、主催者にとってはうれしい感想をアンケートに書いて頂きました。



社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!



日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会島根支部ホームページ=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>
島根県社会保険協会ホームページ=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

◆社会保険しまね 通巻790号◆ 発行者/(財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部
2014.3.20発行 ※次回の発行については平成26年5月を予定しています